

有限責任中間法人 日本看護科学学会 平成 20 年定例社員総会議事録

日 時：2008 年 12 月 12 日（金）18 時 00 分～21 時 00 分

場 所：ホテルコムズ福岡（旧三井アーバンホテル福岡）B1 階

出席者：

評議員（社員）：南裕子、数間恵子、井上智子、岡谷恵子、片田範子、小山眞理子、真田弘美、高木廣文、田村やよひ、中山洋子、野嶋佐由美、牧本清子、正木治恵、村嶋幸代（以上、理事）、中西睦子、前原澄子（以上、監事）、浅野みどり、阿曾洋子、安藤詳子、安藤広子、石井範子、石垣靖子、井上智子（近畿地区）、臼井キミカ、薄井坦子、内田雅代、太田勝正、太田喜久子、大室律子、奥野茂代、岡山寧子、尾崎フサ子、川西千恵美、Kishi Keiko Imai、小西恵美子、小林淳子、近藤潤子、佐伯和子、佐藤禮子、須釜淳子、竹崎久美子、近田敬子、土屋八千代、筒井真優美、土居洋子、寺崎明美、永井優子、長戸和子、繩秀志、野並葉子、久間圭子、藤井徹也、藤原千恵子、前田ひとみ、眞嶋朋子、松岡緑、水谷信子、水野道代、森恵美、森下利子、安酸史子（第 28 回学術集会長）、山内豊明、渡邊順子

理事長指名理事：田中美恵子

名誉会員：兼松百合子

議 長：南裕子（理事長）

1. 開会および理事長挨拶【南理事長、数間副理事長】

数間副理事長から、現在社員 62 名が出席していることが報告され、開会された。

続いて南理事長からの挨拶にあたり、まず、社員総会の時間が変更になったこと、曜日の誤記があり、そのために社員一名の出席ができなくなったこと、会場が狭く、教室様式の座席配置になったことについてのお詫びがあった。

また、先ほど「今年の漢字」が「変」に決定されたことに触れ、このような時代だからこそ、看護の力が發揮できると考えられると述べられた。さらに、第 28 回学術集会の開催について、安酸史子学術集会長をはじめとする準備に関する尽力についての御礼が述べられた。

平成 20 年 12 月 1 日より、本会は法改正によって一般社団法人となり、公益法人に向けての成長プロセスにある。法整備が遅れているため、平成 21 年 3 月に非営利社団法人としてまず申請し、4 月 1 日に定款改正を行うことになる。

それに伴い、平成 21 年は臨時社員総会を 2 回行う予定である。まず、非営利社団法人としての申請上 2 月に行い、3 月の決算後 3 カ月以内の承認を得るために 6 月末までにもう 1 回行うことになる。これらに加えて 9 月には世界看護科学学会（以下 WANS と略す）学術集会の開催など新しいことがある重要な社員総会になる。12 月に予算と決算を同時に行う苦しさについても今後検討することになる。

2. 議事録署名人の承認【南理事長】

立候補はなく、理事会から新潟大学 尾崎フサ子氏、自治医科大学 永井優子氏が推薦され、拍手で承認された。

3. 報告事項

1) 第 28 回日本看護科学学会学術集会準備報告【安酸学術集会長】

まず、九州初の学術集会開催であり、すべて福岡で企画してきたこと、協力いただいた会員に御礼が述べられた。事前登録者数は会員 1136 人、非会員 292 人、学生 37 人、計 1465 人であり、当日登録を含めて 2500 人を予定していること、懇親会の事前登録は 55 人で、180 名で準備していることが報告された。また、会場変更がいくつかあり、講演集の訂正ができなかった学会総会会場の変更(第 3 会場からメインホールに変更)は会場内に掲示する旨の報告があった。さらに、福岡県から 200 万円の助成金を得たこと、開会式で県知事(3 カ国会談の太宰府開催ために副知事代理)の挨拶をしていただけたことになったこと、海外から J. Watson 先生は昨日既着され、本日北京大学の L. Han 先生も到着される予定であることが報告された。

2) 平成 20 年理事会報告【南理事長】(総会資料 pp. 2-5)

総会資料 2~5 ページに基づき、書面理事会 3 回、定例理事会 6 回、臨時理事会 1 回を開催したことの報告があった。

理事会については、第 2 回では、日本看護系学会協議会および看保連の所属団体が活発に活動していること、予算案についてマイナーチェンジしたこと、日本看護科学学会 (JANS) の将来構想に関する意見交換をしたことについて追加説明があった。第 3 回では次回の評議員理事選挙に向けて検討したこと、第 4 回では、定款、定款施行細則、評議員・役員選挙の改正案について、および WANS 第 1 回学術集会について国際活動推進委員会を中心に支援することについて追加説明がなされた。10 月に開催された臨時理事会では、法人化に必要な形式の事業報告を作成する一方で、従来の記述的な内容やニュアンスをいかに伝えるかについて検討したことが説明された。第 5 回では、平成 20 年定例社員総会の議案と役割分担を検討したこと、名誉会員の諾否についても検討したことが説明され、第 6 回の説明は省略された。

同資料 6 ページの社員総会については、開催曜日の(土)を(金)に訂正し、説明は省略された。

3) 総務報告【真田理事】(総会資料 p. 7)

総会資料 7 ページに基づき会員状況報告があり、会員数は昨年度に比べ 347 人増加したことが説明された。また、資料 8 ページに基づき、平成 20 年委員会活動状況について報告があり、特別委員会 1 を含む 11 委員会の活動が充実してきていることが説明された。

以上 3 件の報告についての質問はなかった。

4. 審議事項

1) 事業報告の承認

(1) 第 27 回日本看護科学学会学術集会開催【真田理事】(総会資料 p. 11)

総会資料 11 ページに基づき、盛会裏に終了したことと感謝の報告があった。

(2) 第 28 回日本看護科学学会学術集会準備【真田理事】(総会資料 p. 11)

総会資料 11 ページに基づき報告と、社員への協力依頼があった。

(3) 和文誌の発行【正木理事】(総会資料 p. 11)

総会資料 11 ページに基づいて報告があり、専任査読委員に関する評議員の協力について感

謝が述べられた。また、平成 21 年 1 月より、電子投稿・査読システムを試行すること、本日の社員総会終了後、システムの説明について専任査読者を含めた拡大編集委員会を開催するとの報告があった。

(4) 英文誌の発行【村嶋理事】(総会資料 p. 11)

総会資料 11 ページに基づいて報告があった。まず、会誌の名称について「Sciences」を「Science」(「s」を削除) に、編集委員長を編集長に、訂正された。また、海外からの投稿が格段に増えたこと、WANS 第 1 回学術集会の演題査読に 30 名の協力が得られたことが報告された。

(5) 看護学学術振興対策

① 看護学学術用語の検討【野嶋理事】(総会資料 p. 11)

総会資料 11 ページに基づき、新用語の検討および用語の洗練化、看護学を説明する用語の特定等を進めていくとの報告があり、これらに関する意見を連絡するように依頼された。

② 国際活動の推進【牧本理事】(総会資料 pp. 11-12)

総会資料 11~12 ページに基づき、看護関連団体へのリンクについて 20 団体から許可を得、うち 19 団体は既にホームページに掲載したことが報告された。また、異文化・宗教データベースを作成し、ホームページにわかりやすく記載したこと、今後も文化、宗教について追加する予定であることが説明された。

③ 看護倫理の検討と啓発【片田理事】(総会資料 p. 12、添付資料)

総会資料 12 ページに基づき、会員の各所属施設での倫理委員会の設立および看護系の審査委員の導入を奨励していく役割について報告があった。これらを検討するために、添付資料「公開ヒアリング(ホームページ上)事項について」に基づいて、第 28 回学術集会終了後 1 カ月間に会員の意見を募り、結果を集約して理事会および社員総会で審議する予定であることが説明され、社員に周知と協力を依頼された。

④ 研究成果の蓄積と活用【岡谷理事】(総会資料 p. 12)

総会資料 12 ページに基づき、平成 22 年度診療報酬改定に向けての活動を含む研究情報の発信について報告があった。

(6) 学術研究論文の表彰【井上理事】(総会資料 pp. 12-13)

総会資料 12 ページに基づき、優秀賞論文 2 編(同一著者)、奨励賞論文 2 編を選考したことが報告された。なお、表彰候補の論文選考に際して、社員からの返信率が 30% であり、来年度に向けて積極的な協力を依頼された。

(7) 学会組織の強化・発展、公益法人に向けての活動【小山理事】(総会資料 p. 13)

総会資料 13 ページに基づいて報告があった。役員の変更があったこと、理事会としては公益法人化を目指すというコンセンサスを得たが、弁護士および公認会計士からの意見等を検討して、社会的信用、税金、役員等について再検討をしてきたことが説明された。また、学術法人等の新法人化については、結果が出るまでにあと 5 年かかる状況で、新法人法の次々とマニュアルが出されている現状についても説明され、まずは非営利一般社団法人を目指すことが提案された。

(8) 社会貢献活動の強化【中山理事】(総会資料 pp. 13-14)

総会資料 13~14 ページに基づいて報告があった。市民公開講座については、さまざまな名称が使用されていたため、「市民フォーラム」に統一したことが説明された。また、第 28 回学術集会では、広報委員会が熱心に地元紙の夕刊等への掲載など一般市民への周知を行ったこと、

市民フォーラムではサービスのひとつとして、プログラム、レジュメに加えて、記念品(アンケート記入用の鉛筆と本学会名称を印刷したクリアファイル)、食養生 3 カ条と食看護 6 カ条を記入したカードを配布することが説明された。なお、ナーシング・サイエンス・カフェの参加者は昨年 1 名であったが、今回は中学校 1 グループ、5 名の申し込みがあったことが報告された。

(9) 世界看護科学学会の支援【牧本理事】(総会資料 p. 14)

総会資料 14 ページに基づいて報告があった。発起団体への呼びかけに対して追加は 1 団体で、引き続き協力を呼びかけ、来年 1 月に発起団体が確定する予定で、ホームページも立ち上がっていることが説明された。円高のため、来日しにくい状況であり、参加者の増員について個人、組織ネットワークレベルでの協力依頼があった。

(10) 広報活動の強化【田中理事】(総会資料 p. 14)

総会資料 14 ページに基づいて報告があった。ホームページを改善して「事務手続き Q & A」等 RSS サービスの導入を行ったことが説明された。また、本学会が WANS 事務局を引き受けたことから、WANS ホームページの作成と第 1 回学術集会の広報支援をしていることが追加説明された。さらに、社会貢献委員会と連携して市民フォーラム等についてプレスリリースを行ったことが報告された。

(11) 他機関との連携活動【数間副理事長】(総会資料 p. 14)

- ①日本看護系学会協議会
- ②看護系学会等社会保険連合
- ③日本学術会議

総会資料 14 ページに基づいて、以上 3 機関との連携活動について報告があった。

(12) 研究助成事業の検討【岡谷理事】(総会資料 p. 14)

総会資料 14 ページに基づいて報告があった。前年度から検討を続けていた研究助成内規および研究助成申請書を作成し、9 月の定例理事会で承認されたことが説明された。平成 20 年度の助成対象は腎不全に関するもの 1 件で、平成 22 年度診療報酬改定について看保連に提出する要望を調整するために 150 万円の助成額としたことが説明された。

以上の事業報告 12 事項に関して、2 件の質疑応答があった。

<1> 太田勝正氏(名古屋大学)より、看護学学術用語の検討に関して総会資料 11 ページの「PFD」について誤植の可能性も含めて説明が求められ、野嶋理事から「PFD」の表記を「PDF」に訂正された。

<2> 土屋八千代氏(宮崎大学)より、日本看護系学会協議会との連携活動の具体的な内容、および内保連、外保連とは何を意味するかについて質問があった。数間副理事長より、平成 20 年度の看護系学会協議会総会は、日本学術会議との共催のシンポジウムの後に開催され、選挙管理委員会担当となる 3 団体の決定、予算および決算、事業計画の承認などを審議したことの説明があり、日本看護系学会協議会のニュースレターが回覧された。また、内保連は「内科系学会社会保険連合」、外保連は「外科系学会社会保険委員会連合」の略であると説明があった。さらに、日本看護系学会協議会の会長でもある太田喜久子氏から、会員 34 団体の連携を深め、日本学術会議との接点となる協議会であることについて追加説明がなされた。

12件すべての事業報告に対し、拍手で承認された。

2) 平成20年度決算の承認【田村理事】(総会資料 pp. 15-28)

総会資料に基づき、平成20年度(平成19年10月1日から平成20年9月30日)の収支計算書(15~19ページ)、損益計算書(20~22ページ)、一般会計貸借対照表(23ページ)、一般会計正味財産増減計算書(24~27ページ)、一般会計財産目録(28ページ)について1万円未満についての読み上げは省略して報告があった。収支計算については、本年度から学術集会会計が特別会計から本部会計に移行したこと、支出が収入を上回って赤字決算となったことにより、予定納税した法人税額475万円が還付されること、12月に資産支出を確定できないことはよいことではないので、会計年度についても検討する必要があることが説明された。なお、法人化に伴い、損益計算書、一般会計貸借対応表などが必要になったことの説明があった。損益計算書については、活動によってどれだけ収益が上がったか、必要経費について明らかにするもので、ほぼ収支計算書と同じであることが説明された。また、一般会計貸借対照表は資産、負債、正味財産がどれだけあるかを示すものと説明され、丁寧な確認を依頼された。一般会計財産目録については、正味財産が実際にどこにどれだけあるかを示すものであることが説明された。

3) 平成20年度会計監査の報告・承認【中西監事】(総会資料 p. 29)

総会資料29ページに基づき、公認会計士による会計監査およびその後の監事2名による会計監査の結果、会計報告に対して相違ないとの報告があった。

平成20年度決算および会計監査に対して、次の1件の質疑応答があった。

土屋八千代氏(宮崎大学)より、収支計算書について、会費納入率(18ページ備考1)96.7%を100%とする努力と未収会費の扱いについて質問があった。真田理事より、経費をかけて督促3回を実施し、口座自動振込の導入等の最大限の努力をしていること、法人化によって会費は100%納入とみなされて、未収会費は損益になることが説明された。また、理事会は余剰金が出ないように予算を消化し、決算が赤字になることで都民税以外の法人税を免除されることが追加説明された。

質疑応答の後、平成20年度決算および会計監査について拍手をもって承認された。

4) 定款、定款施行細則および評議員・役員選出規程の改正案の承認 (総会資料 pp. 30-47)

まず、南理事長より、現在の一般社団法人から非営利一般社団法人に向けて改正していくという方向性について具体的に説明された。すなわち、社員総会の重みが増し、法的な決断は社員総会で行うことになること、法的な拘束がない学会の大きな方針や長期の方針については従来通り学会総会で決定することになることが説明された。たとえば、決算は社員総会で、予算は学会総会で承認を得ることになる。また、最も大切なものは基金であり、有限中間法人化の際に、運用資金であったものを税金対策のために7200万円を基金にした経過がある。別途取扱いを定めた後に協議し、来年度の理事会で検討し、改めて検討することが説明された。さらに、評議員は代議員と名称が変更されるが、任期は現行通り4年を1期として連続2期までの最長8年であること、監事の任期は4年で変更はないが、新たに理事会の議事録署名人ともなる要職であること、理事は現行定款と同じで2年ごとに交代するため、代議員の任期中に理事の選挙があることについても説明された。

以上の方向性についての確認の後、数間副理事長より、定款改正(案)と改正理由について総会資料30~42ページに基づき、説明があった。第1条(30ページ)については、法人法が12月1日に施行されたことによる名称変更であること、第27条第2項(34ページ)の使用人という表現はなじみがないが、法律用語であることが補足して説明された。第33条第4項(36ページ)はメール会議が正規の会議形態であることを示すものであること、第43条第1項(37ページ)について、今回の学会総会に関しては、ホームページに総会資料を掲載したことにより事前通知としたことになると補足説明があった。

続いて数間副理事長から、定款施行細則改正(案)について総会資料42~44ページに基づき、説明があった。さらに、代議員・役員選出規程改正(案)について総会資料44~47ページに基づき、説明があった。現行規程第5条(45ページ)を削除することについて、入会直後から被選挙権を有することになるとの補足説明がなされた。また、第8条(45ページ)については、マークシート方式による選挙方法に対応できるようにするものであることが追加説明された。

定款、定款施行細則および評議員・役員選出規程の改正案について、以下7件の質疑応答および意見があった。

<1> Kishi Keiko Imai 氏(日赤九州国際大学)から、定款改正(案)で評議員の名称が社員(代議員)に変更されることに伴い、理事長も社長と名称変更されるのか質問があり、南理事長より、「理事長」のままだが評議員は社員(代議員)と変更になることの説明があった。

<2>土屋八千代氏(宮崎大学)から、定款改正(案)について次の4件の意見および質問があった。

①定款第7条第1項(30ページ)の「…基金を引き受ける者の募集をすることができる」という表現は、「…引き受ける者を募集する…」が適切ではないかという意見があった。数間副理事長から、理事会で法律的な適切性について再検討して決定すると回答され、了解を得た。

②第27条第2項(34ページ)の「使用人」は何をする人を指すか質問があり、数間副理事長から事務所における運営をする人で、職員という名称は法的に使用できないことが説明された。また、南理事長より、いわゆる事務所の職員であることの補足説明があった。

③第27条第4項(34ページ)の「他の同一の団体」とは類似する看護系学会を意味するのか質問があり、南理事長より、理事等の関係が深い者が新たに作った関連団体を意味し、独善的経営等の営利上の問題を生じないようにする規程であることが説明された。表現等については、法律等の専門家によっても解釈が異なるので、複数の専門家に確認していることが追加説明された。

④第57条(39ページ)の条文「法律第5条第17号」の「17」の表記が全角であることが指摘され、半角に訂正することになった。

<3>太田勝正氏(名古屋大学)より、非営利一般財団法人となるための説明は十分で、認めないという選択は現実的でなく、議決の提案があった。

<4>太田喜久子氏(慶應義塾大学)より、代議員・役員選出規程改正(案)について第15条(46ページ)の「理事の選出は代議員1名につき、5名」について、統計学的検討による3名から5名が妥当とする根拠について質問があった。高木理事より、選挙人数169名からと被選挙人数11名を選出することを条件にして、統計学的にシミュレーションで分布を検討した結果、3名の場合は1人に票が集中して次点以降の得票に差が出にくい傾向にあること。5名の場合が得票の分布にばらつきがきれいに出ることの説明があった。

質疑応答に引き続き、公益法人化の方向性で進めることについて、まず、拍手承認された。さらに、定款、定款施行細則および代議員・役員選出規程の改正(案)については、出席社員 63 名中挙手にて 63 名が賛成し、現行定款第 53 条の規程である出席社員の 4 分の 3 以上の賛成を満たす 100% の賛成をもって承認された。なお、南理事長から法人法は微妙に変わっているので、2 月の臨時社員総会で再度修正する必要が生じる可能性があることが説明された。

5) 平成 21 年度事業計画案の承認 【南理事長】(総会資料 p. 48)

総会資料 48 ページに基づき、会計上 2 期にわたる事業計画をまとめて説明された。質疑はなく、拍手をもって承認された。

6) 平成 21 年度予算案の承認 【田村理事】(総会資料 pp. 49-52)

総会資料 49~52 ページに基づき説明があり、49 ページのタイトルの「有限責任中間法人」を「一般社団法人」に、収入部および支出部の表のタイトル行の項目名「H20. 10. 1~H21. 3. 3」の最後に「1」を追記して「H20. 10. 1~H21. 3. 31」に訂正された。また、事業費支出において研究助成金は新設となっているが、従来は委員会費として 150 万円が計上されていたものであること、管理費支出において諸謝金には、弁護士や司法書士の謝金も含まれていることが追加説明された。さらに、当期収支差額は赤字を予定した予算となっていること、資格喪失者未収会費は実際には支出されないので実質の赤字額は 500 万円程度であることが補足して説明された。

質疑はなく、拍手をもって承認された。

7) 名誉会員の推薦 【南理事長】(総会資料 pp. 53-55)

総会資料 53~55 ページに基づき説明がなされ、第 28 回学会総会で 4 名を推薦することが提案された。本学会創設時からの役員で看護教育に尽力した功績から林滋子氏、創設時からの役員で地域看護学における教育研究のリーダーシップの功績から飯田澄美子氏、創設期の役員で教育分野のリーダーシップの功績から稻岡文昭氏、本会の発展に尽力した功績から日野原重明氏である。質疑はなく、全員拍手をもって承認された。

なお、日野原重明氏の名誉会員としての承認に伴い、評議員を辞退することについては既に内諾が得られていることが説明された。日野原氏の残任期間については、申し合わせ事項によって、評議員次点者の了解とともに学会総会にて亀井智子氏(聖路加看護大学)を推薦することが提案され、拍手をもって承認された。

8) 第 30 回日本看護科学学会学術集会長の選出 【南理事長】

中村恵子氏(札幌市立大学)が推薦され、拍手をもって承認された。

9) その他 (今後の事業年度の変更について) 【数間副理事長】(添付資料)

添付資料「事業(会計)年度の見直し案について(4 月-3 月への移行について)」に基づいて、事業年度を現行の「10 月 1 日から 9 月 30 日まで」を「4 月 1 日から 3 月 31 日まで」に変更することについて提案があり、理事の任期と併せて検討する必要性について説明された。なお、詳細に関しては 2 月の臨時社員総会で説明し、決定する予定であると説明があった。

また、平成 21 年の社員総会の日程について、以下のように報告があり、臨時社員総会について

は旅費が支給されることが説明された。

第1回臨時社員総会 2月22日日曜日 13時～16時予定（於東京）

第2回臨時社員総会 5月30日土曜日 午後予定（於東京）

定例社員総会 11月26日木曜日 夜予定（於千葉）

5. 閉　　会

数間副理事長から最終的な出席者数は委任状を含めて129名であることが報告され、平成20年日本看護科学学会定例社員総会を終了した。

この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人により以上の議事を認め署名捺印する。

平成21年2月2日

議　　長　　南　　裕子

議事録署名人　尾崎フサ子

議事録署名人　永井　優子